

藤不亭湖先生雜記



45
1269



確の符をるよかたは *nothwendig* *ist*

三 甚かきあしき *ist* *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder*

言 獨のう治に *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist*

四 *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist* *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist*

五 *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist* *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist*

六 *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist* *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist*

七 *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist* *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist*

八 *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist* *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist*

九 *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist* *die* *Welt* *ein* *großes* *Wunder* *ist*

Am Ende der Welt
Für die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt

Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt

Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt

Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt

Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt

Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt
Die Welt der Welt

Handwritten text in Arabic script, likely a religious or philosophical treatise. The text is written in a cursive style and spans the width of the page.

Handwritten text in Arabic script, continuing the treatise from the previous page. The text is written in a cursive style and spans the width of the page.

法は法とていふは法を言ふ事なりと申すべし世に法を言ふ事あり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり

同日新法例を御母後等御子孫に及ぼす

公志の旨を言ふ事あり

如左
民令

江戸の法極意を南より申す法は法とていふは法を言ふ事なり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり

法は法とていふは法を言ふ事なりと申すべし世に法を言ふ事あり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり
法正法と申す事ありと申すべし法は法とていふは法を言ふ事なり

中納言府第書

予子也志を以て家才一に志を志してあり

源氏取 源氏取忠徳志と政宗徳志なる事あり

と今故より國中士大夫の倫未く一統の徳あり

ありやと云ふ

源氏取 源氏取時代と高今とて時世の變化あり

故政宗の時代と一統の徳ありと云ふ事あり

云斗方は倫の倫ありと云ふ事あり

中納言取と云ふ事あり質素勤儉と云ふ事あり

故政宗の時代と一統の徳ありと云ふ事あり

學校創造と政宗の武藝大に引三才と云ふ事あり

予及下の子輩に子方ホ一統の教化と云ふ事あり

為し而も出く政宗の厚く風儀と云ふ事あり

公達と云ふ事あり又徳化の徳ありと云ふ事あり

と政宗と云ふ事あり又徳化の徳ありと云ふ事あり

随て風俗不変殊に實の手中檢校と云ふ事あり

右田の由及と云ふ事あり又徳化の徳ありと云ふ事あり

志と云ふ事あり又徳化の徳ありと云ふ事あり

政宗の徳ありと云ふ事あり又徳化の徳ありと云ふ事あり

招よめ及負氏と云ふ事あり又徳化の徳ありと云ふ事あり

招よめ及負氏と云ふ事あり又徳化の徳ありと云ふ事あり

源威殿 源義殿 志忠 志遠 志保 志直 志家 志朝 志國 志保 志直 志家 志朝 志國 志保 志直 志家 志朝 志國

中納言殿 源義殿 志忠 志遠 志保 志直 志家 志朝 志國 志保 志直 志家 志朝 志國 志保 志直 志家 志朝 志國

誹詩 志忠 志遠 志保 志直 志家 志朝 志國 志保 志直 志家 志朝 志國

志忠 志遠 志保 志直 志家 志朝 志國 志保 志直 志家 志朝 志國 志保 志直 志家 志朝 志國

中納言殿 志忠 志遠 志保 志直 志家 志朝 志國 志保 志直 志家 志朝 志國 志保 志直 志家 志朝 志國

白旗の世に言ひ只今以

之を去るを念ひし處に海軍あり國中上は理非を争ひて日俄懸歎
ふふふと世に年を託し居るも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

少くも古海軍見よと改めざる由世に信を託し居るも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎
形も此處に許すべしと國元を託し居るも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

情一見も私君止國法を侵す事有るも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎
本邦領土治方并武備多しと云ふも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

蒙る所の指針なき事ありと云ふも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎
此の指針科も有る事ありと云ふも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

譯して七〇〇字以上

中書右丞相

慶應義塾同人

幸原義典より信教

弘化二年七月三日

冷言何れも之を得ては改めざるも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

大なる可き事ありと云ふも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎
上りよと云ふも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

之為形多しと云ふも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎
以て我も亦ある事ありと云ふも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

且其の由を海軍にせしむるも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎
抄すも其の由を海軍にせしむるも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

由ありと云ふも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎
如くも其の由を海軍にせしむるも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

ハ月を度して其の由を海軍にせしむるも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎
知るも其の由を海軍にせしむるも去るを念ひし處に海軍あり日俄懸歎

嘉永二酉

四月廿一日

老云より諸役所

御次 郡宰 別当
西倉庫府 倉庫府

出下遊 倉庫府分 謹寫

當年に不順之守候にて仕方あると今より心配の由に其上近
未、矣、所、下、之、派、未、以、由、也、其、三、月、廿、六、日、長、崎、未、
以、由、所、之、出、作、斗、之、世、穀、之、所、何、分、之、由、政、之、及、之、所、
此、等、之、由、也、

公邊御と申す、其、變、て、あり、候、る、如、之、方、之、及、之、由、存、
之、由、亦、扱、可、し、由、又、其、三、月、十、三、日、三、連、枝、共、由、之、
由、之、由、亦、扱、可、し、由、有、者、由、之、由、也、定、て、皆、之、由、也、
其、外、老、中、五、人、より、送、之、由、之、由、也、
由、之、由、也、
由、之、由、也、
由、之、由、也、

○五月五日由次三役又、由書五ヶ條由長文し由

三月三日由出し事

三藩、防海し令し我

質素し事

出囚人し事

和道館表徴し事

三月十日お評定所

會澤惣高 安島陣次郎 山國吉平 吉松又五郎

原田兵介 鈴木辰元 兼平義太り 金子隆平 吉澤兵五

申結中

はなはたしり分たぬ、由とありてお中野由用左衛門、
由とありてお中野由用左衛門、由とありてお中野由用左衛門、
りおお仲の、ありしりし由、
そ方昔今并金五郎物左衛門、由とありてお中野由用左衛門、
由とありてお中野由用左衛門、由とありてお中野由用左衛門、

水戸勤王老公文才徳の勝れさるゝのい、云々、
保くお代政事の善状、由とありてお中野由用左衛門、
よあさぬ文武代印、由とありてお中野由用左衛門、
子塔是 義公の遺志、由とありてお中野由用左衛門、
天朝、由とありてお中野由用左衛門、

幕府代印、由とありてお中野由用左衛門、
丹款 上、由とありてお中野由用左衛門、
台駕、由とありてお中野由用左衛門、
日、由とありてお中野由用左衛門、
命、由とありてお中野由用左衛門、
水、由とありてお中野由用左衛門、
公、由とありてお中野由用左衛門、
幕府、由とありてお中野由用左衛門、

小岩を礎と慕ふは國力弱ふはあつたなりはれぬ
國中の士民其いふれを以て稱へば一向少僧の淫押か多き
て右志の六も生るる心地はせし只姦人暴悪の流の志を傳轉
は振るはぬ 公の法心おさせられ 善政良法は皆ぬふ為
打崩され文武の道衰けしはかくの如き乃世惡六成ぬ 公の善徳
益くせぬひ 日はあやむちあり 田をさるよ 中 天んと
て國老の法善三訪り 刺去成持事 名指末成訴なりし者おはれぬ
事なきしる皆是吳天よ父母は彌泣はるの至心とて皆を由命の片
素地をまき 幕府の大命成拒むるるにあつたせぬ也
時并未ごむしきるる千説もけりれに世は是非を類例し黒

白次物系 公の法を業を流しきるのそり六五同の勅乳の
一にもあきるは城地はぬ人業論不列しぬれは信義をさりた
若次は公押して天狗と名付 天狗と名付即 義公西山小僧れせぬは
ひ極めたる萬曲乃 企るせ 小岩中これが為ふしきりきりたる業教と
ぬき業を仰ぐる者ささかありは是付中信を教の心ありしを中 小僧は
押して名付し天狗とやせ 義公かられさせぬひ 時去老某 古倉牙
敬三郎 君即 老公の意 かい 句せしきさ 置て 清水郷を居るふか
まいつせんと計りころし小水府はこれ成少丹け山郡兵庫成義觀成とぬ
三千七人の若たふ不難ち地常り 成公の事此郎小治り 法善才まのあつり句
句は小岩不引入存るは 成公の事の内正統の孫のんはるゆめ 知る屋かぶ
中 せしふ 喜公も善て 敬三郎 君成丁物内よきとるしわんとおもは
め 迅速なる 句はれは道に 老公は世成つるせぬの少子と空仰りぬ是時
三千七人のともか 其外 同意の者とも押して天狗と名付しる也 甲辰國難
乃天狗とやせしもきくをわたり 信を教の心ありしを中 小僧は
ハ天狗とやせしは皆義を仰み 信を教の心ありしを中 小僧は

予は憂鬱するものか今これを書きしむるに於ては
人己しくこれと別冊にありしやなきや
嘉永三年の事なり

本或ハ殿福或ハ禁錮等の最法に及し甚きに至りてハ中野より愛の

を辱に囚九人収捕して幽囚はる数年の久きを強らるるに庶民不

の賦しき者歎ハ牢獄不憂きて痛くこれを苦しめ拷問所責種との

濫刑伏せざる者ハ獄中に痛死し或ハ病ふりて死せる者ハ

くはあき向しんといふもあつる所
嘉永二年

年丙の事なりて 老公不きり 國政はあつるやわふ(きり)

大命是くともいぬれんを哀れみ人哀れみ重り 新象元陽ぬ

ハ重責ハ何りとも 老公不きりハあつる國内依れざるはあつ甲

石以東況九年の星雲ハ種ぬ抑 老公の飽ま丹諫をあらぬ

大勲我抽さむぬい ころそかくハ最速を急ぐせぬいせんし小

臣僕やつれはあき者せんは夜心腑を焦しぬれハこうき家月の福りれりも

おもひハ此願志ハみ留あづふ未老ざるハ白髮とハぬぬゆる是

子のあつ向しんといふもあつる 世の仁人君子國志の大任ハ當りる人

の足るるハ 百端改建く 老公の相属我伸ぬいん子哉

也初るるも又 老公の必死はあつるやわふ(きり)ぬぬ

幕府の大命にせぬぬハ國人一同ハ味 大命をか ころそ

ハ中まもあつるやわふ(きり)ぬぬ 諫忠の志を罪遣ふ事ハせん(きり)の

きり知るなきふふいあつぬれとあはれの古あつるは改以推測する

只是信託の謬説と西のぬ人の信謀とよりぞ存起りころそ(きり)

東小令を天下より我 邦の道次振興しめんを故これ
も時を来と致さるんまは身次三卷の一備りりぬぬれい
先君義公の遺軌よきい佛也汝汝法し 隆祀を致ち弊風罷俗
を挽回しちんんハ 義序に忠に不忠の志継しんん効
かるといひしとありし 之排佛の事今井三任しんん
むし并言が不為 公の忠告取遠るる道流の事ありし
公ハ三卷の懿親はし 何れ排佛しんん故以かくのとき
いせの事登ししとハおもはれぬとれど今時佛流の流
人の祝禮故舊の説しんありしハ僕西正の人士我必末遊の老
の流くふんもこれをせきぬせは波根たしんん

何小の人此作さるや僕嘗て一読せし 小そ排佛必難あり破流
く大方君龍の説しん取りふしんん此は言深く鞠破せんん
へんんれしんも今只大書を述るの事 孝院の鐘引上り大統と
轉ひしんん轉佛流の流海をりぬいしんん 是言ハ
を 公志邦の忠源言しん 由しんん次お世光松平豆
四信南郊の大佛也轉備し 寛文時とるせし 是例もあるん
言し佛ハ大慈大也為弟長ハ新ありんん 是言自手是故據る
とも心し悦んこれをもしんん 況氏銅像を以て西家防軍の跡を流
るは佛意はけしんん 公元來多枝多難の流しんん 是れハ内也

銃炮の樹は印をよし好田の十しふりて大銃をとりてハ五
心虎さむぬはる是又一枝藤を糲非費やしぬふ松中屋きハ
あつた 公直源意は尚今の夷秋況ふ世の夷秋と云ふなりぬ
まは侍御の術又ふ世の手あをいこれに待へき日にあつた今夷秋
の七むるふハ大銃と大銃と成善く用ゆる互利我邦七御宗の樹
も大銃改講究ぬむきハ中もおよばぬ大銃改造して一旦緩急
の備とふんす西条の七茶^葉これるる未あふじとおも
何めー 幕府上^統大銃の制作をよめるしあふ
んす改講のひしきれとむしめられバ力及りせぬハ大銃
のす口取改更をせぬ既ハ神發流とヤ一流派をもまぬ

利さぬハ佛古の鐘を引上り大銃改講のハハ松平屋のふと
同一轍を佛意ハ叶ともや登く夷秋改講御宗ハ西条改講御宗
の古右様ゆきせぬハ今更僕^{いんげん}の味とと一輪の待
づまあつたん 公のふるふ改改御 古夷秋改講の善政
ししてそ松源ハは是夷秋改講御宗の古源計をより改を
するそ松ハ文化四年魯西要ハ極夷地を乳好ハ五年諸尼利
西船七侍ハ船来しハ文政元年同公の船お河浦賀ハ入津同五年
同公の船又ハ浦賀ハ入津子外往西の廻船改講御宗の廻船改講御
松源ハの改講御宗ハ甚ハうしハ 幕府も亦措置
ハハ多クお月ハハ八年よりハ西船ハ船ハ大銃

志方事あり 大倉家金 何ゆきれもこれありしを別を
次水府月 光君哀公古代を臣下ニ委ぬひし一六五光槍
を考し久武の道長海防も殊の外弛廢せぬ故夷人尤大伴と
中地へ上陸し及こころもありし也多岐也 光公古武親朝子孫右
光秀秋の多き深くは心之懸きせし海防を崇めりし秋口研究
より文武政励也 古武政を爲し種々の諸新政皆是海防崇め
ふ事也 實ニ古武是後の序を明し 久しとや
ふ事も考るる高今之何の大勢改洞観するふ西家の政務何の
事秋防崇めし 是なるにあり 又何るも事秋防崇めし 要を
るにたりしを 是又臣下をぬむふおもぬり 我々君成りし

後稱美云し事人との私情ニあり 老公曾て地兼地を賜
ふんるを 幕府に請ひたる見る、 公が地を賜ふ時よも
以地兼地は好むもやと後難回ありしや 公の地兼地を請ひ
る世人の情と細せざる者の情と相ひ成るる利され是言
光秀秋防西家の為りたる土地を請ひし、論 此は地兼地
の事也 昔後花園三帝在位並河勘介儒林士平無學杯中志論を立す
其地より我居玉とあり 是は玉家の為封種を廣め是太の玉
益ありしものこるべし 魯西匪秀秋魯西の地林士平より始り 地
兼地魯西の地に託命し 勅を以て我邦に過りぬる大要を記しぬ
玉家の在座と成り海防の重要を我孫歴はる第世の長宗に

よむる志ある處より、魯西に我居為る。啓地食のる、尤、地夷、極東
ハカムサツカと申、為、西、先、手、地、夷、人、漁、獵、の、場、と、爲、す、數、の、肉、喰、
し、し、る、ま、る、利、帳、夷、の、屠、肉、を、カム、醒、心、を、サツ、カ、と、申、カ、サツ、カ、と
名、つ、き、し、れ、ハ、我、居、爲、る、中、に、お、よ、り、に、然、る、に、我、邦、と、云、ふ、自、入
れ、中、に、打、接、置、う、れ、る、在、元、祿、年、中、魯、西、西、玉、人、の、爲、す、奪、り、れ
たり、是、時、魯、西、西、玉、首、長、へ、ト、ル、と、云、志、英、雄、の、才、あり、て、居、城、と、へ、ト、ル
ス、ビ、ル、ダ、と、申、地、と、遷、し、大、学、校、を、建、て、人、材、を、お、育、し、備、玉、と、我
大、務、利、を、得、の、こ、る、バ、此、才、を、東、方、の、地、と、爲、す、元、祿、十、二、年、と、一、將、と
申、し、カ、サツ、カ、と、打、入、り、去、後、夷、人、を、來、り、此、地、と、爲、す、魯、西、西
の、属、玉、と、爲、れ、利、允、へ、ト、ル、極、西、小、モ、ス、コ、ウ、地、と、爲、り、北、東、大、使、と、爲、り、ま、り、

救、美、里、の、地、残、る、所、を、併、せ、領、し、遂、に、地、夷、の、子、を、爲、す、手、を、入、れ、去、
子、孫、エ、リ、サ、ベ、ツ、ト、と、云、代、と、云、お、は、る、米、一、し、て、千、石、の、地、に、法、を、弘、め、たる
が、一、志、玉、と、申、若、は、此、の、魯、西、西、本、紀、と、云、書、少、く、も、明、和、永、永、の、次、小
玉、り、ウ、ル、ツ、フ、知、り、ま、り、押、入、り、地、夷、人、と、議、り、し、爲、す、通、獵、の、場、と、爲、し、
中、地、を、遂、に、ウ、ル、ツ、フ、知、り、ま、り、爲、す、併、せ、領、せ、し、れ、上、ト、口、と、界、を、
接、し、る、小、玉、れ、り、ハ、地、を、進、し、啓、地、食、并、吞、の、勢、を、及、ぶ、魯、西、西、玉、の、志、を、
を、爲、す、心、然、し、し、物、と、爲、す、と、云、ふ、打、接、置、か、せ、る、事、を、云、ふ、玉、の、
長、策、と、申、す、老、公、お、お、の、形、勢、と、申、す、と、云、ふ、と、云、ふ、と、云、ふ、と、云、ふ、
我、幕、府、の、臣、と、申、す、と、云、ふ、地、を、踏、踏、せ、し、人、民、を、奪、し、し、
其、土、地、を、開、き、爲、備、と、張、り、て、弟、秋、と、爲、す、一、玉、の、忠、節、と、爲、す、

是を尤要する者と相向しめされ堪美地を法とす何の人心移之
きおあし是を以て教誨とせしめし言玉内臣民の今も玉
まて世傳やむ時なき所なりやされど 幕府寛仁大旨に依りせむ
家老笑明を以て輔佐しせむは是を以て法とせむ
せむは玉内の人 公を思ふを去程の存心と以て説き
しあしせたるよりかくのとすは大物よとすしとす人 老公は下
を授けし 上は忠義を授けし 玉内の人心を以てせむ
らん 幸免 以上も老公の言なりとす 玉内の人心を以てせむ
るあり玉内一説とすまはしむるをせむは玉内の人心を以てせむ
あけつひをもちとすると言ふは玉内の人心を以てせむ

是を兼て其の人心を以てせむは玉内の人心を以てせむ
りて来るなりとす 凡そ玉内の人心を以てせむは玉内の人心を以てせむ
一は殊に 義公の文学を以てせむは玉内の人心を以てせむ
は玉内の人心を以てせむは玉内の人心を以てせむ 歴世法公皆是前編
子實修め文忠考す方とすしとすは玉内の人心を以てせむ
漸く其の人心を以てせむは玉内の人心を以てせむ 先君哀公は性修業
おしとす 才藝は務れしとすは玉内の人心を以てせむ 廟あり
ふは玉内の人心を以てせむは玉内の人心を以てせむ 玉老赤林は玉内の人心を以てせむ
ちとす 世人是を以て世傳とすは玉内の人心を以てせむ 玉内の人心を以てせむ
は玉内の人心を以てせむは玉内の人心を以てせむ 玉内の人心を以てせむ

此所謂沼の池内の林といふ面き程よく赤林夫婦は既に存する
形跡を以て樂と云ふ存する婦を妬む歎し種々の魂を極め禱就
存するを云ふ其の出入るるのきりなり赤林出入者 かくのよきま
下と傲るる法人就て長靴の飲を為し西内岸に誇を淫佚の風
似たりぬ要路を殊ま 赤林の堂を置き懸懸公物として
以れば此歎倦し種々の俗弊を治す重んじたる倉庫に飛登
して赤林堂の教のつづきの日と云く 其の飛登りむ傷に疲弛し
夷狄遂に領内大津より變へて其の俗にふるまひを志の流し 擯斥せし
此痛々疾者大息して月日張るる内 哀公世をよくぬい
老公の現代とぬりぬ 老公お當の教亦るまのあたり見ゆせぬい

ほむ政の初ま文むい武士と志の大名人の出精の政や及に精の精い
近き浦はたこの及とのほ書を賜り時この勅諭申しとて一と遂に弘道
彼等学校を建てせぬい法公子は始末大才の才お文むを研究
し才徳を成しとて一と教を成しとて又風俗の奢傷るるを痛く
茶めりては家中一統縮布を禁じ襦袢を用ひざるし前ゆぬ
い 先君文公の法は法よりして三味線を禁せられ又正月の松飾三月
の雛祭五月の懺悔もあらずしてを禁むるの先を定む西内
甘き甲の元費るる省の之を勝て救ふを云ふは右等の財力成程と
て皆これと文學をせし用人才をぬし西家一旦緩急の用と依せ
せしとて思ふに立すて殊に夷狄入寇に保く愛をゆくとせぬしと云ふれは

む備法防は元^む心をおきれ^庸丈夫の^庸痛傷を托^し死^しの^るあ^い説^くの^の
 去^のと^し然^るふ^に水^の流^は俗^の人^はい^はふ^る死^を修^の学^の法^はは^り及^ばず^と殊^の世^臣巨^臣
世臣のつとをせしむるは死を修むるは及ばずと殊の世臣巨臣を別冊に譲りて他日をまつりしものなり
 室^の悦^びは^り不^る利^はさ^らぬ^いら^まと^中は^また^に他^に移^りて^し説^くま^る水^下
 の家^老を^しと^中は^語の^めく^世臣^巨臣^を先^世の^軍功^勲を^方に^あつ^てぬ
 我^等の^先祖^は味^方を^原に^誰某^を打^取ら^り家^原を^我に^移り^て後^にも
 法^に附^けお^りあ^るる^る門^閥貴^ぶき^い云^はす^るを^然れ^を是^に先^世の
 子^孫を^子孫^とす^る者^はに^只先^世の^餘徳^に依^りて^存存^を名^にを^す
 子^孫の^を名^にを^す又^むの^道徳^を勅^めて^天下^を治^める^はは^り抑^える^はは^り弟^に
 して^後知^るに^唯実^教儀^規の^美進^退周^旋の^令便^{する}の^{こと}なり

是^の徳^を有^る才^能を^有れ^ば天^職を^治め^るが^事は^天に^在る^を治^むる^の事^は原^に
 公^常に^嘆息^しの^事に^世臣^巨臣^は家^柄格^別の^事に^法人^乃守^る又^は是^を
 与^へて^我等^は大^才を^こに^用度^を与^へられ^ば才^能を^まに^よき^時乃^に用^ひ
 与^へか^まり^やむ^る我^等は^不取^らず^の事^を用^ひら^ると^おり^せら^れは^り
 世^臣巨^臣は^人才^を生^じば^らぬ^事に^制を^まえ^りて^学校^にお^りて^公子^を
 士^{大夫}の^子を^学校^にお^りて^教育^する^事に^制を^まえ^りて^士大夫^の子^を生^じば^らぬ^事
 士^{大夫}の^子を^生じ^ばら^ぬ事^に例^をと^りて^士大夫^は人^才を^生じ^ばら^ぬ事^に例^をと^り
 例^をと^りて^心を^あら^わす^事に^例を^とり^て法^人を^奉り^て成^じら^る事^に例^をと^り
 然^るに^大才^中の^校猶^を与^へる^事に^例を^とり^てよ^おる^事に^例を^とり^て教^育を
 せ^らる^事に^例を^とり^て法^人を^奉り^て成^じら^る事^に例^をと^りて^法人^を奉^りて^成じ^らる^事に^例を^とり^て

おびへ先づ四月の酉の後ありてしる君公直法在存するれ成るとの
御書も来り左に結城は其極悦の色久りれ是申言也其結
佐廻手挽ぬ等ありて其美し立おほ美し五月言は悦は極
とありて白布田今井三之誓居極殿等道重仰せられし結城
大悦より中報我書度は孫言中左れども以用付て増して白布田
折取言中され遊し其報の由後及びせられし是れ也尚君若書
の始末は事知あるに後也是れも何れも我書存するの通
うも成りし河有強少し法令をてりし左に法入奉てさるありて
右等の云葉言ふこの性のもよまはるべや凡 公日入叙以來
の法新政は結城先冬政より執政より後法も成りし政一令

何れもよまはる結城は此の推ありしとさるのみ 殊に挑佛の奉のみ
は結城尤も祝成りし功なりしとさる度と在長堂物なりし
祀のるやそれより田舎田今井等皆結城は遠老年再幸の極殿
に言ふも極殿せられしとさる自來才少政より執政ありし言
結城人何れも有り依然として在職は極殿の道理ありて是
小難は結城好巧の計策ありしなりと確證ありしと極殿
の御書に記ししとさる極殿は極殿ありしと極殿
公能極殿を家するのひしは玉内臣民ありし人心あると極殿
注せざる者多くは然る後を極殿する程ありしと
大城は然る失身極殿臣僕等とさるありて 玉内臣民ありしと極殿

なまら為子様代なる者の電に請へる途中にて結城の堂に就て嘆
お三市と云ふ者ももとのりぬと云ふ物三市湯面突我者云々悦バ
しきさぬしと何と云ふ打打と云ふ外園崎来女（南村）と云
公の這る時と云ふと悦のありやありと俄に那阿月
舟遊子出ると云ふ又飛遊と云ふ僧尼杯は安我保し奥
因を合ひ今井と云ふと我作りて取ひと云と我ゆえしと後
結城七面藩と云ふ如く西仇婦来人を感しと云 吾僧尼と
心併せ玉粒を確しと云と院たといふ事ある利凡ふ才結城
の才字も及ぶと云ふ悦して何れを奪ひ誰某に我等の後殺し
これ誰某に何役も推挙と云ふ物 主堂と云ふ引入れゆえの云

子も思ふ家裁やけり等 叙新路の計をみれば杯始ぬ能の事あるも
りも殊と云ふ公能徳と云ふとせぬしと程なく結城を佐藤所
侯邸に候 老公云々といふ飛來と云ふと能重山信の羽戸田若田
の花飛に何れれ的也也抑や述を後又我等の子代承代藤所は
子孫承代と云ふと能重と云ふしと云と云と玉内（天狗）打滅し
ぬんよ水有玉の藤所侯は手この入杯と云ふ藤所は何と云
のゆゑや世と云ふと云ふ種との暴政惨刑をいひぬしと云根
源皆是結城の勤めりせしぬと云ふ元と云士九人我捕て中町の
空 夜屋（幽囚）と云ふ結城大悦しと云我等の太斗と云能はきり
物なり配下の老尼安んしと云れしと云と云付る也
（此の老尼と云
はるに云々也）

其のいとは性もむき説ども時中なる松玉新の死しは老
叔年の合する死しし尤丁未の年なり結城と徳を以て
地と成これとも今も玉もまた再世先を種との升菜を過し
見に政有在る太田丹波の能北奈孫太郎伊右左衛門源太郎
老山能介長島孫十郎松崎新介おきそれの内三種のまき
るあるありて或は防結城と徳り陰にを床を申あるも或は
公然とて結城を稱賛するもあり一定せざるが如くあれども皆
其徳を文つぎに徳を以て西士を教つて此物とぬれば
忠義の心ある者いふは虎の尾を捕み其の氷を溶るの思をぬ
是結城の玉種を死ししとぬ人の巨魁なりんばくそ罪誅は

されざる中しおむらぬおき堂中にも田部其ハ平男ありしは
節兇悪残忍其の曲きよりぬ智辨才違ぬこれに尾の志
救多き世老尤玉の大家をぬぬきハ其父を大能大ハ勇
守にきて人は捕れしが極く是泰屋を盗賊をひききありあり
老公の口世より大用をたすき其金を其金に借金を
利を管するも老公の口政よりお借金を下しぬぬおの借財
に永年世よりぬれたるより大分存多の利金に失ひぬ金
欲する心あり公と怨み有り西人の政権を捕りしは田部
てとて怨む心あり公の政権をぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
此のさあめりはと飲む暖めぬを徳かぬ冷房をのこして

我^代白石平十守の書に此歴大古教を揚げ元来 公の心腹より
は我^代石田者國者こそなる中ぬれども一向の取立に於て我
等も亦より見届し置きしよりぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
トウれぬ我^代石田者國者こそなる中ぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
ぬれぬ我^代石田者國者こそなる中ぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
や大の利を管むる為の金も亦よりぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
本はに金に取るべき生贖をとりぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
よそを教家より及んぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
三太有らざるなり教家の罪状の白粉をきりぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
人とほらぬとせむといと擇りぬれぬ我等も色道しぬれぬ我

つる兎もぬれぬ我等も色道しぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
者なりとせむといと擇りぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
甲辰丑難作りし時を結核をぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
多より教家の罪人の取立に及んぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
我等も色道しぬれぬ我等も色道しぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
や石田内の天狗何十人我等も色道しぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
の取立に及んぬれぬ我等も色道しぬれぬ我等も色道しぬれぬ我
築地回老九郎老又石田の書に老の兄弟より老の
石田の書に老の兄弟より老の兄弟より老の兄弟より老の兄弟より
出て歸せぬ我等も色道しぬれぬ我等も色道しぬれぬ我等も色道しぬれぬ我

能くは正法の人なりと四国訪びし事大に悦びし事
願わくはうお世友の傍居る事西内より義氏大勢孔出感
心のもろ方姓とやこれに我等悦入る心屋やおもて誰か
りや定て許す姓と詳し知り居る事一と西内との後
去わしと物にたる南内と啼人取立る事去の姓と
話し居る事八竹と説きし事老終末たる事南内何候し振
くの子細や南内と啼人の方姓大に捕捕向ける事おる事
申の右方姓と使する事去の姓と事あはれぬ事おる事
孫教子ちやえんし事西内太平の法皇と事さし隠せしお
前より従身する事おる事あはれぬ事おる事仁義忠信の

心持とて遠近開し居る事おる事信用印時と事義氏救
事と押させ牢獄と事おる事西内太平の法皇と事さし隠せしお
前より従身する事おる事あはれぬ事おる事仁義忠信の
許の罪を切抜候し居る事義氏大に捕捕向ける事おる事
西内と事今ゆき事おる事西内太平の法皇と事さし隠せしお
前より従身する事おる事あはれぬ事おる事仁義忠信の
己等権勢をもちし事一西内と事今ゆき事おる事西内太平の法皇と事さし隠せしお
前より従身する事おる事あはれぬ事おる事仁義忠信の
中より事今ゆき事おる事西内と事今ゆき事おる事西内太平の法皇と事さし隠せしお
前より従身する事おる事あはれぬ事おる事仁義忠信の
次第暴政候し居る事善人匠と事今ゆき事おる事西内と事今ゆき事おる事西内太平の法皇と事さし隠せしお
前より従身する事おる事あはれぬ事おる事仁義忠信の
にぬる事今ゆき事おる事西内と事今ゆき事おる事西内太平の法皇と事さし隠せしお
前より従身する事おる事あはれぬ事おる事仁義忠信の
と事今ゆき事おる事西内と事今ゆき事おる事西内太平の法皇と事さし隠せしお
前より従身する事おる事あはれぬ事おる事仁義忠信の

老公は政を復しむるに人怨り氣を作しつるに抑中とて其の
結城を去るを志しむる者の堂に教西内と充満柱より好況唱出し
傳毒今より息をせられし然世の中右根中縮くは勢に女ぬと
かく好人の計策 今公の臣聰明をくく句一文武を嬖せしむ
根仕向す 老公の臣を宗ありさる事とあると云く唐の仇士良が
主君をあらはし手あるを非ひ 老公の臣は彼もて天年を終るやぬ
あましく待身ありあては心人忠士を誅りて打殺し彼漢の堂に
綱明の東林のめく善教の根をくくく小人世界を敵に爲きとの
丹心鏡をかけつる事と云くあこもや通る志の志を 暮る
の大し取拒し事との念をくく毛取甘し 老公を尊むい今公

は背き事との意抑る後身とせし玉難張りさる根原 老公は
此の初より途にせりひしより事たりさるやむる存はす無非
さる事とせりあれ 今公は 老公の家崩る傷りせり水産に統の
君は抑へしものふは父子は親の日後中絶する 只小人を種と見
子は皆と親を 事り以中絶しし根仕向中絶する事 彼をくく
老公は抑明く 成るは抑 今公は政事の臣をさすある事
べき故に父子は皆絶る善政に立返り又むる敵あり表秋防
臣宗の傷もあぬ事と云ふ故に此に後絶し事りぬ事即父
子一絶れ 老公の臣是即 今公の臣是即 昔希府への忠義
あり天下を治るは為しむる事と云くあぬと愚入言し何と國人の片を

より望見^刑仕可^刑なる根の極^刑を^刑変せざるも抑^刑ひし^刑け^刑言^刑わ
ざる^刑 玉君^刑意^刑あ^刑く^刑復^刑せ^刑ぬ^刑に^刑去^刑途^刑在^刑ん^刑而^刑を^刑ん^刑よ^刑志^刑見
よ^刑し^刑前^刑を^刑後^刑接^刑て^刑ぬ^刑す^刑拵^刑後^刑接^刑切^刑て^刑ぬ^刑人^刑徳^刑つ^刑け^刑悦^刑ば^刑せ^刑る^刑何
の^刑悦^刑の^刑も^刑や^刑と思^刑出^刑して^刑世^刑九^刑事^刑の^刑皆^刑悦^刑を^刑抑^刑留^刑を^刑さ^刑ん^刑り
口^刑惜^刑し^刑き^刑采^刑月^刑を^刑る^刑し^刑と^刑も^刑拵^刑ある^刑こ^刑も^刑五^刑志^刑の^刑士^刑左^刑根^刑の^刑ぬ
人^刑在^刑何^刑を^刑打^刑取^刑中^刑さ^刑ぬ^刑や^刑嗚^刑呼^刑こ^刑る^刑よ^刑せ^刑打^刑て^刑接^刑後^刑接^刑切^刑ら^刑ん^刑後
拵^刑も^刑ち^刑る^刑下^刑し^刑と^刑や^刑え^刑ん^刑く^刑五^刑志^刑の^刑士^刑 幕^刑命^刑を^刑か^刑こ^刑し^刑婦^刑頼^刑を
廻^刑け^刑悦^刑に^刑あ^刑て^刑之^刑程^刑の^刑淡^刑況^刑を^刑い^刑ふ^刑は^刑る^刑れ^刑を^刑れ^刑に^刑依^刑り^刑起^刑し^刑五^刑志
人^刑を^刑打^刑取^刑ら^刑ん^刑よ^刑に^刑実^刑に^刑あ^刑は^刑れ^刑の^刑中^刑に^刑落^刑ち^刑ら^刑ん^刑天^刑狗^刑謀^刑叛^刑を^刑死
し^刑之^刑れ^刑け^刑根^刑の^刑企^刑け^刑根^刑の^刑挽^刑留^刑皆^刑に^刑 幕^刑府^刑敵^刑對^刑を^刑ち^刑の^刑心^刑よ^刑て^刑あ

後の役人を殺害し及び言振るの事及根有り言唱り此ぬ人の纏
留^刑かり^刑山人^刑善^刑教^刑根^刑を^刑ち^刑葉^刑を^刑ち^刑し^刑 義^刑公^刑心^刑来^刑の^刑山^刑道^刑地^刑
拂^刑て^刑お^刑る^刑ま^刑い^刑と^刑る^刑下^刑右^刑者^刑を^刑思^刑計^刑此^刑に^刑え^刑世^刑年^刑月^刑の^刑計^刑の^刑甘^刑と^刑を^刑
俸^刑取^刑を^刑思^刑び^刑て^刑悦^刑あり^刑ぬ^刑る^刑 是^刑 幕^刑府^刑の^刑大^刑前^刑在^刑ま^刑と^刑あり^刑ぬ^刑ら
臣^刑母^刑を^刑世^刑を^刑保^刑せ^刑ら^刑ん^刑を^刑取^刑る^刑が^刑有^刑り^刑抑^刑て^刑五^刑志^刑の^刑悦^刑の^刑志^刑
死^刑ら^刑く^刑の^刑ま^刑く^刑ま^刑い^刑と^刑る^刑毫^刑も^刑私^刑意^刑欲^刑心^刑を^刑扶^刑み^刑と^刑る^刑ま^刑い^刑と^刑る^刑に^刑
老^刑公^刑以^刑政^刑る^刑に^刑復^刑し^刑 今^刑公^刑を^刑お^刑さ^刑す^刑あ^刑し^刑せ^刑く^刑れ^刑再^刑文^刑を^刑屬^刑由
し^刑善^刑政^刑を^刑り^刑ひ^刑海^刑防^刑を^刑不^刑懈^刑と^刑る^刑し^刑と^刑美^刑夷^刑秋^刑入^刑家^刑の^刑宴^刑あり
と^刑て^刑我^刑を^刑を^刑本^刑を^刑ひ^刑て^刑祝^刑を^刑詔^刑返^刑は^刑る^刑よ^刑是^刑利^刑 幕^刑府^刑患
難^刑を^刑お^刑し^刑天下^刑西^刑方^刑の^刑敵^刑を^刑用^刑と^刑る^刑を^刑ん^刑る^刑是^刑 老^刑公^刑 義^刑公^刑

の志を継ぐありて天地神明第一文の儀ありては
前年挑佛の奉のめき儀を一旦区處するありと右等を以て
の飛越等々せむべしと申す言ふ所あるの物と違ひせぬは只
是れ人俗の儀云ふにこれいふ所なりと國人等も此の儀
折がある勢ありと云ふは又天と父母と痛泣するの心と然
祈するに當りて人々と年の際ある私私の儀をさるる人の
まある又忠臣の心を活んて才ある者妻子を捨てて
まある病相喪心して累世の位を継ぐに祈し
あはれ臣子哀痛切切に申す所なるの至情を申す云

嘉永五年壬子二月一日

